

※一般質問の質問内容及び答弁内容は要約してあります。

ジエネリック医薬品で医療費の抑制を



問 厚生労働省が昨年の医療費の動向に関する調査結果を発表した。

医療保険と公費から支払われる概算医療費は過去最高の、32兆4千億円になつてゐる。国民一人当たりの年間医療費は25万4千円、増え続ける国民医療費は2025年には69兆円にもなるといわれている。増大する医療費を軽減するために注目されているのが後発医薬品「ジエネリック医薬品」である。値段の安い後発医薬品を行政が医療機関に対して置き換える働きかけを行ふとともに、住民に対して周知徹底に努めることにより、個人負担の軽減と保険給付費の抑制に繋がるのではないか。

町長 ジエネリック医薬品は、「患者負担の軽減と医療費抑制」という観点から注目している。

現在、国内に流通する医

療用医薬品のうち半数近くの種類がジエネリック医薬品だが、メーカーの多くは小規模で生産量も少なく、医療現場からは、「長期使用が必要な患者への供給に不安がある」「すべてのジエネリック医薬品を在庫することは不可能」などの意

見が出でおり、全ての医療機関で扱っているわけではない。

医療医薬品は、医師と患者が相談し、症状、体质、体調などに応じて処方するものであり、町から医療機関へジエネリック医薬品使用を働きかけることは難しくはない。

札内地区の危険な生活道路の改善と信号機の設置を

問 日常、何気なく利用している生活道路力一帯が狭かつたり、交差点が確認しにくいなど危険なところが見うけられる。

①札内中央町三叉路交差点の信号機について、右折信号の設置は出来ないものか。

②あかしや団地道路12号と

③カーブの狭い泉町東南角を拡幅することはできないものか、堤防に沿つての延長整備計画は。

町長 ①札内鉄道南沿線の通行止めにより、迂回路として踏切より札内中央公園通りを通り、春日方面へ向かう三叉路交差点の渋滞緩和と交通安全確保のため、北海道と公安委員会とが協議し設置した。協議の中、信号機から踏切まで

の距離が短いことから、踏めるが。

②信号機設置については、

③カーブの狭い泉町東南角を拡幅することはできないものか、堤防に沿つての延長整備計画は。

④札内中央町三叉路交差点の信号機について、右折信号の設置は出来ないものか。

⑤あかしや団地道路12号と

⑥新線の交差点への信号設置について、事故が起きたたびに地域住民は時差式の信号機の必要性を訴えていたが、早急の設置が必要と考

えられるが。

町長 ジエネリック医薬品は、「患者負担の軽減と医療費抑制」という観点から注目している。

現在、国内に流通する医

切遮断時を考慮し、多くの車の滞留を避けるためと聞いており、踏切方面に向かって車の流入が増える右折信号の設置は難しいと考える。なお、今回の迂回路規制は、札内鉄道南沿線通が

開通する来年3月までの期間であり、地域の皆さんや通行される皆さんには不便をかけるが、ご理解とご協力をお願ひしたい。

③現在のところ整備計画はないが、今後、東側の土地利用計画が図られた時点では、鉄道南沿線通りへとつながる道路網として計画しなければならないと考えている。



仮設信号機の設置されている交差点

り毎年、帶広警察署を通じ、釧路方面公安委員会へ要望しているが実現には至っていない。

当該交差点には、あかしや団地道路12号側に一時停止の規制があり、事故の大半は一時停止違反、事故の左右確認が不十分であることが原因であり、運転マナーに起因するものだが、事故が起きている実態も事実であり、信号機の設置に向け、今後も警察あるいは公安委員会へ強く要望したい。

②信号機設置については、

③現在のところ整備計画はないが、今後、東側の土地利用計画が図られた時点では、鉄道南沿線通りへとつながる道路網として計画しなければならないと考えている。

団塊の世代の移住促進へ 積極的な取り組みを



問 現在、北海道では団塊世代の移住促進に

戦略的な取り組みを進めている。今年2月「北の大地への移住戦略会議」が『北海道暮らし・北の大地への誘い』移住のための戦略と題する提言をまとめた。

団塊世代の退職者が本格化する2007年に向け、北海道全体が取り組む具体的な戦略を示した。2004年に首都圏等で意識調査を実施し、北海道移住への関心の高さを確認すると共に、団塊世代の移住による経済波及効果が約5,700億円にのぼる事を試算した。そして、2005年に「北の大地への移住促進事業」をスタートした。道は「主役は、あくまで市町村と民間」であると強調し、2005、2006年を集中取り組みとし、2007年からは市町村と民間が主体的に取り組んでいくとしている。北海道移住促進協議会

官民一体となり、移住受け入れ態勢の整備を展開していくことが必要である。

①移住促進事業に関する現在までの取り組みと今後に向けたプロジェクトについて。

②移住の問い合わせ状況と結果、実施した移住促進事業、

首都圏に対するプロモーション活動、農村アカデミーによる移住者実績について。

③旧忠類村における定住政策の実績と成果について。

④情報提供としての北海道移住促進協議会のホームページ作成や町ホームペー

ジ作成や内移住サイトの作成について。

⑤幕別町における官民連携をどのように考へておられるのか。

⑥移住促進事業を積極的に取り組むためには、庁舎内に専門プロジェクト（移住促進対策室）を設置すべきではないか。

老後を豊かに過ごすための蓄えを持つ富裕層とこれら、彼らの消費意欲と民間のビジネスが結び付けば、財政の乏しい地方自治体でも活性化が出来るのではないか。

十勝は都市機能と農業とが融合した高いレベルにあり、団塊世代に限らず対象を幅広く考へた上で、移住促進に取り組むことは更に効果的である。シニア層は老後を豊かに過ごすための蓄えを持つ富裕層とこれら、彼らの消費意欲と民間のビジネスが結び付けば、財政の乏しい地方自治体でも活性化が出来るのではないか。

わが幕別町においても町の特性を十分生かし、どうい

う人に移住してもらいたい

かをはつきりさせた上で、

の作成など、きめ細かな情報の提供に努めたい。

町独自の対応は難しいことから、他の自治体や民間との連携により進めたい。

②この10年で20件程度の問い合わせがあり、その内、3件が実際に移住した。

平成9年から12年の4年間で十勝管内の市町村が連携して、移住体験ツアーを実施し、25名の参加があつた。

③首都圏へのプロモーションは、過去、十勝圏と合同で、パンフレットの配布や移住相談を行っている。

④農村アカデミーの実績は6件が新規就農している。

⑤デミーの実績は6件が新規就農している。

⑥府舎内の移住促進プロジェクトや対策室については、十分協議をしたい。

⑦忠類せせらぎ団地をはじめとする、定住促進にかかる費用は、村以外からの申込であり、

効果は出ていると考える。

⑧十勝圏の移住に関する専門のホームページ開設や、本町のホームページ移住に関する情報提供に取り組みたい。

⑨個別相談や、情報の提供、十勝管内での広域圏での取り組みを行い、

今後は、移住に関する情報提供、移住ガイドのしおり



北海道移住促進フォーラムの様子

地区老人クラブへ 実のある活動支援を



問 社会福祉事業課
幕別町高齢者保健福
祉ビジョン2006

が本年3月に示された。基本的な考え方と今後の方策の中で、地域の特性を生かした環境整備、活動支援をとおし、高齢者が生きいきと活動する地域づくり、まちづくりが示されている。

我が町も平成18年4月1日現在、総人口にしめる65歳以上の割合が22・2%、5年後には23・6%まで上昇するという推計もあり、急速に高齢化が進む状況にある。

町内の各地域での現状は、このような中でも、老人会活動は地域にとって非常にウエイトの高い活動母体であると考える。今、それぞれの老人会では地域や地区とのコミュニケーションを図りながら各種研修会、ボランティア活動、健康作りの一環としてのパークゴルフ等々の活動が実践されて

いると思う。

町としても、こうした現

実を踏まえ新たな活動支援、サポート施策を検討し、実のある老人クラブ活動の支援をする事が重要であると考える。

町長の考えを伺う。

町長　老人クラブに対する経済的な支援として、会員一人当たり2,000円の補助金に加え、事務局経費などを合計すると年間750万円の助成を行い、各

単位クラブの視察研修旅行等に対し、年間2回の限度で、福祉バスを利用できるなど活動支援に努めているが、今後の活動支援等については、従来の行政側からの提案による一方的な支援ではなく、高齢者が持つている知識と能力を持ち寄つて自主的な活動をさらに推進するために、単位老人クラブあるいは老人クラブ連合会が自ら考え、自ら求め、

そして要望されるものについて、協議し支援を行い、道内、道外における老人ク

ラブ活動の先進事例の紹介など、情報提供に努めたい。

町の歴史文化の伝承のため 歴史館の分散する施設の集約を

問 ふるさと館も昭和54年10月に開館して以来、町の歴史資料を保存、展示する施設として大きな役割と意義をもつて今日に至っているものと思う。また、この間、イトウ飼育、

ふるさと館ジュニアスクールを開設して子供たちに体験学習をとおして地域の生活文化に対する理解を深める活動等、大変大きな役割を担っていると思う。

教育長　施設の集約化もひとつの方針であるが、忠類村と合併した本町の地域性も考慮すると、こうした施設の分散配置も地域の活性化の一助と考える。



考古館の展示の様子

教育長の考えを伺う。

ふるさと館ジュニアスクールを開設して子供たちに体験学習をとおして地域の生活文化に対する理解を深める活動等、大変大きな役割を担っていると思う。

また、蝦夷文化考古館についても、町の歴史文化を伝承していく大きな役割をもつた施設だと考えている。

今、分散している施設を一つに集約して活用するのが望ましいと思うし、幕別歴史館としての機能が充実し、来館者にとつても時代を担う子供たちにとつて有意義な学習の場となると考える。

新しい施設へ一つに集約する、現施設の改築にしても多額な費用が必要となり、現段階でできることは、新設・改築・移転など将来幾つかの選択肢を想定し、財政的課題のみでなく、生涯学習の拠点施設の位置付けなど、様々な角度から検討することであり、今の時点からしつかり計画づくりを進めたい。

効果、耐久性に優れた砂利暗きよの導入を

問

当幕別町における農地保全管理事業は、

地方向上策としていち早く堆肥の増産奨励、綠肥栽培による有機物農地還元とともに、小規模暗きよ排水事業が継続されてきた。

これらは、生産性の高い農業経営を推進する町の方策として価値が高く、その成果は広く町民に称賛されてきたところである。

しかし、今年のようなく、7月の天候不順が続くと、昔施工したもの今は排水効果が全く無くなつた農地では、作物の根は腐り、極端に生産性が低下し、当該農家にとっては心の痛む深刻な問題が発生している。

そこで、この小規模暗きよ排水工事についてあるが、地中に埋めた土管等を取り巻く被覆材や疎水材については、現在の町の指定はない。

即ちこれらは、補助対象外なわけである。



暗きよ排水工事の様子

被覆材等については従来

の麦稈に比べ砂利は、その効果、耐久性共に優れていることが明らかにされている

こうした実態を踏まえ、かつ基盤整備の投資効果の永続性を重視し、現在の農業経営を推進する町の方策の改善を求める。

町長の考え方を伺う。

町長 農業基盤整備事業の中での要因により、暗きよの効きが悪くなり、土質にもよるが、耐用年数はおよそ15年程度と考えられている。

平成10年度以降は、道営の畠総事業において、砂利を疎水材とした暗きよの施工が行われるようになった。砂利を疎水材とした暗きよが実際どの程度の耐用年数となるか、今のところ不明であるが、施工した農家の皆さんからはおおむね好評であると聞く。

町が実施している、農用地排水改善対策補助金交付要綱に基づく事業については、被覆材の疎水材の種類については指定していないが、最近の小規模暗きよ排水工事では、麦稈を使用し

る。

しかしながら、砂利の場合は材料費や施工費が高額なため、多くの農家にとつては実施に踏み切れない現状にある。

いる方と、砂利を使用している方の割合は半々位であるが、事業を行う農業者の希望する材料で施工するのが現状である。

財政状況から難しい面もあり、今の制度で継続させていただきたいご理解願いたい。



糠内郵便局の集配廃止に 中止を求める行動を

〔問〕 仄聞するところによると、本年9月19日をもつて本町の糠内郵便局の集配業務が廃止され、幕別郵便局に統合されると伺っているが、町の情報収集はどのようになっているのか。

別郵便局に統合されると伺っているが、町の情報収集はどのようになっているのか。

休日実施していた小包・書留郵便の受け付けも実施されないようである。

政府は、「郵政民営化」によりサービスは低下させないとして法案を通したが、民営化が動き出したとたんに地方切捨ての方向がはつきりとしてきたと思う。

集配局が廃止されれば、利用者にとって配達の遅れなど、サービスの低下を招き、職員は広域を走り、労働強化にもつながる憂いがある。

また、地域の町づくりに郵便局員が果たしている役割は大きい。高齢の方への声かけ、安否確認、災害時の道路などの情報提供な

どがある。

こうしたことが大きく後退することになると思うので、住民の安全とサービスを守るために集配廃止の中止を求める要求行動を町として行うべきと考えるが、町長の考え方を伺う。

〔町長〕 全国的に規模で進められている郵便局の再編等について、5月18日に関係する南幕別の9公団長に対しても、概要説明を行った。

この問題は全国的に規模であることから、十勝活性化推進期成会にて、十勝管内の関係市町が一丸となって、郵便局機能の維持に取り組んでいる。

本町独自として、日本郵政公社に対し、糠内地区で住民説明会を開催す



集配業務が廃止された糠内郵便局

るよう依頼し、関係する地域住民の皆さんに正確な情報を提供し、意見・要望等を直接聞き適切に対応するよう要望した。

その結果、8月28日に説明会が開催されいろいろな要望等が出され、郵政公社としては、意見・要望等を重く受け止め、サービスの低下を招かないようにするとしたうえで、計画通り進めることで、計画通り進めることであつた。

現在、糠内郵便局が行っている高齢者への声かけ・安否確認・災害時の情報提供などのサービスは継続する。

〔問〕 わが国において、心疾患による年間死亡者数は年々増加し、病院外心停止の発生件数は年間2万人から3万人と言われている。

こうした中、心停止患者の救命率向上のために、厚生労働省が救急隊員の到着までの非医療従事者である一般の人にも自動体外式除細動機（AED）の使用を認めることを決定した。

こうしたことから、AEDをなるべく多数配置することともに、一人でも多くの住民がAEDに関する知識を有することが非常に重要なと思う。

町民の命を守る観点から、公共施設に計画的にAEDを設置すべきと考えるが町長の考え方を伺う。

ることである。

糠内郵便局は、地域に根ざして郵便・貯金・保険などの分野で重要な役割を果たしており、集配郵便局の再編に当たり、その役割と

救命率向上のため公共施設に「AED」を配置すべきでは

〔町長〕 本町では昨年度、匿名の方からの寄贈により、幕別地区の全小・中学校13校に配置し、本年9月には、忠類地区の小・中学校2校に町で購入し配置した。

今後については、導入に当たつての初年度経費や、バッテリーの交換などのランニングコストも生じることから、財政負担の面や普及度合いなどを見極め、計画的な適正配置を検討したい。

AEDの住民への周知や適切な対処法については、幕別消防署や日本赤十字社と連携し、一般住民の方を対象に使用方法等に関する講習会の開催などに努めた

経緯を鑑み、地域住民の生活の安定と利便性を確保するため、現在の郵便局機能をこれまでと同様に維持するよう、機会を通じ、引き続き要望したい。

現行教育基本法の堅持を あらゆる場で求めるべき



問

教育基本法の改定が
国会で継続審議とな

つて
いる。

政府の改革案には、「教育の目標」として「国を愛する態度」など20もの「目標」を法律で定め、その「目標の達成」を義務付け強制しようとするなど、憲法第19条が保障する思想・良心・内心の自由を踏みにじる内容となつてゐる。

また第10条の教育内容への国家権力による「不当な支配」を厳しく禁止してゐる内容を変え、政府・文部科学省の裁量行政による教育内容への国家介入を無制限に拡大し合法化するなど、重大な内容が含まれている。

教育基本法は、かつて、天皇絶対の専制政治が「お國のために命を捨てよ」と子供たちに教え込み、若者たちを戦争にかりたてたことを反省して、平和・人権尊重・民主主義という憲法の理想を実現する人間を育

てようと決意し、憲法と一緒に制定された。

今回の改定は、これまでの「人格の完成」を目指す教育から「国策に従う人間」

をつくる教育へと、教育の根本目標を180度転換させようとしている。

子供たちの未来を切り開くことを損なう改定は行うべきではなく、現教育基本法の堅持をあらゆる場で求めるべきであると思うがどうか。

教育長 教育基本法は、戦後、日本国憲法や学校教育法とともに制定され、義務教育の年数、男女共学、学校教育、社会教育などについて規定したものである。制定から半世紀を経過し、教育の現状と課題を21世紀の教育目標として踏まえ改

善するため、現行の教育基本法を貫く理念を大切にしながら、21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人

の育成を目指す観点で教育理念や原則を明確にするため、改正が必要として、改革案が閣議決定され、国会に提出された。

今回の改定には、改正を強く求める意見がある一方、「内心的自由を侵害する懸念がある」と反対の声がある。

教育基本法は日本の教育の根本となる教育理念や義務教育、あるいは教育の機会均等について定められるものであり、学校教育法や社会教育法など教育関係法規の根本法となるものであることから、改正にあたり十分な議論を踏まえた中で、その方向性が決められていべきと考える。

地方教育行政の立場で求めることは、子供たちの未來を保障する、あるいは見守る制度を築いていくことに対してであり、その点についてはあらゆる機会を通じて意見を述べるべきと考える。

制度上、法律を制定するあるいは改正する作業は、地方の現場の声や多くの国民の声を反映してなされる

ものであり、こうした経過を経た現段階では、意見をしつかりと審議がなされるものであり、その結果を注述べる立場ではない。

国会で審議されている事

項については、国政の場であります。そこで、この問題について、しっかりと審議がなされるものであり、その結果を注目したい。



戸籍事務の電算化により 住民サービスの向上を



問

国は、「電子政府・電子自治体」実現のため、国及び地方自治体の各種事務のコンピュータ化、オンライン化を進めている。

戸籍の電算化については、平成6年に戸籍法が改正されて実施可能となつたところであり、法改正から10年以上が経過し、全国的には7割近くの自治体で導入されているものの、道内では普及が遅れているといわれている。

戸籍の電算化は、現在、紙で管理されている戸籍の劣化や破損が防げるということに加え、戸籍謄本の交付時間の短縮が図られ、窓口での待ち時間が大幅に短縮されるというメリット、いわば住民サービスの向上につながることである。

本町では、これまでに、住民票の管理・交付事務や種事務の電算化を進め、事務の効率化と住民サービス

- ①他の各自治体における戸籍電算化の状況について
- ②導入した場合の行政効果

及び導入に係る経費、また、今後の取り組みについて

町長

①平成18年3月末現在で、全国では64・5%の市町村が戸籍事務の電算化を終えている。北海道では、9市18町1村、19・6%ということで、大変遅れている。十勝管内においては、帯広市が導入に着手したが、実際に稼動している市町村はない。

②行政効果については、住民サービス向上という点では、戸籍の謄抄本等の窓口における発行時間が短縮され、転籍や婚姻などで、新たに戸籍を編成した場合、届出から謄抄本の発行までの日数が短縮される。

事務の効率化のため、また、忠類村との合併により、戸籍を扱う窓口として忠類総合支所が増えたこともあり、戸籍の電算化に早急に取り組むべきではないかと考える。そこで、次の点について伺う。

る破損、文字が薄れて読みづらくなるといった心配がなくなり、常にきれいな戸籍謄抄本が提供できる上、保管用のキャビネットが不要となり、省スペース化が図られるところから、行政効果として期待できる。

導入に係る経費については、現在のところ、1億3



忠類総合支所住民課窓口

00万円から400万円と想定している。

は、全国の市町村が進めていくと思うが、非常に多くの経費を要し、導入に係る財源の確保など、今後検討していく必要があり、財源の手当てを十分見極めながら、早急に対応したい。



新たな協働の まちづくり事業の推進を



問

幕別町は平成16年度より協働のまちづくり支援事業がはじまり多くの公区において環境美化支援事業をはじめ多くの支援事業が実施されている。公区長、役員、町民の皆様方の努力と協力により協働のまちづくりを推進するため

に次の点について伺う。

①協働のまちづくり支援事

業についてその見直しを含めた今後の課題について伺う。防災活動支援では防災計画書のサンプルを各公区に配布すればどうか。新し

い事業として落葉の清掃支援や、ノーレジ袋マイバッグ支援事業を実施すべきだと思うがどうか。

②協働のまちづくり支援事業の他に「アダプトプログラム」を導入し公区やNPOの枠や資格にとらわれず広く住民が公共的な場所の里親となつて管理することができるようすれば「い

なほ公園」や「近隣公園」



ボランティア・サポート・プログラムにより整備された忠類地区国道236号線の植樹枠

い公園や、公共施設の管理を多くの経費をかけないで民間の活力によつて行うことができる。また、今後の町の課題である指定管理者制度について広く考えを持

つことができる「アダプトプログラム」の制度を早急に導入すべきだと思うがどうか。

落ち葉の清掃支援、ノーレジ袋マイバック支援事業は、今後、検討したい。

町長 ①事業の見直しについて

については平成16年に要綱を定めて以降、公区長をはじめ、住民の皆さんから寄せられた意見、提言等を整理し、公区長の代表12名で構成する「協働のまちづくり検討委員会」で検討し、乗用型草刈機や、枯れ枝を粉碎する機械、地域防犯活動のための防犯資材の購入などを事業メニューに加えた。

今後の課題として、現在の支援事業では、実施主体が地縁的組織である公区などに限定されているが、行政パートナーとして様々な形態の団体や個人があることから、目的別団体や事業所、個人との協働の仕組みづくりをどう構築するかが大きな課題である。

さらに良い町づくりに向

け、どのようなパートナーが、行政と協働できるか、検討委員会にも諮り、さら

に検討したい。

防災計画書については、

離形を公区長会議の中で提供し、出来上がった計画書は、公区長会議の中で、配布し資料提供を行つてある。

レジ袋マイバック支援事業

は、今後、検討したい。

②アダプトプログラムの導入については、住民や企業、

団体が道路や公園などの公

共施設の里親になり、清掃

や美化活動を担うものだが、

近年、この制度を導入する

自治体が増えてきている。

管内でも帯広市や上士幌

町が導入している。

本町では、帯広開発建設

部が忠類地区で、国道23

6号線の植樹枠の整備を行

つている。

町としては、アダプトプ

ログラムという名前ではないが、公園の草刈等の整備

などで協力を頂いている。

帯広市なども、公園や花

壇などの清掃環境美化関係

が非常に多いと聞く。

今後、本町としても協力

していただける団体、NPO等と協議し、協働のまち

づくりとの係わりも含め十

分協議し対応したい。

今後、本町としても協力していただける団体、NPO等と協議し、協働のまちづくりとの係わりも含め十分協議し対応したい。

水道料金の滞納世帯に対する給水停止の中止を



問

昨年度の水道料金滞納によつて、給水停止予告（3カ月滞納）57件（加入者の6・9%）

る。滞納者の中には、明らかに支払い能力があると思われる方もおり、「公平負担の原則」から、給水停止は、今後も継続していく。

③公営企業である水道事業は、水道使用料をもつて充てた独立採算制をもとに経営をしており、その受益

の価格保障政策を廃止して、一部の大規模な認定農家と集落営農だけを対象に助成金を出す農政に転換するも

のだが、小規模農家を切り捨てる日本農業と食料を危うくすることになる。

よう政府に働きかけを。

③制度の改善がなされなければ、実施を延期するよう

に要請して。

程度に応じ負担を求める受益者負担の原則が適用され、使用者間の負担の公平を図ることが求められている。

助成制度の実施や料金体系の見直しは、使用者間で

の負担の格差が生じ、結果的に他の使用者が負担する

ことになり、公平な負担の原則に反することが考えら

れ、新たな助成制度と料金体系の見直しは現状では実施できない。

問

政府は「戦後農政を根本から見直す」として「品目横断的経営安定対策」を強行してきた。全

農家を対象にした作物ごと

議会だより 16

品目横断的経営安定対策制度の改善に向け要請活動を

就学前までの無料化を

問

少子化問題には全国の自治体が特別の努めをはらつてゐる。就学前まで医療費を無料にしてい

る全国の自治体は、H16年置後、10月1日から幕別町

①本町の認定農業者の現状は。

②助成の基礎となる実績に不作の今年度分を含めない

いただくよう指導している。

町長

①本年8月末現在の農家戸数694戸のうち、認定農業者数565戸、認定率81・4%。未申請は1

29戸、うち酪農・畜産、

野菜などの生産者が121

戸で、実質残り8戸が対象

農家で、現在も認定農業者

になるべく認定申請をして

いただくよう指導している。

②実施要領の中で、風水害などの気象条件の原因により生産が低くなる場合をどのように取り扱うか現在検討されており、国の動向を見守つてはいるが、本年度の生産実績から除外することは難しいと考える。

③制度がスタートした中で、仮に不合理な点等があれば、町村会や北海道あるいは関係機関などと、制度の改善に向け要請活動を積極的に取り組む。

町長

①自宅訪問等により、滞納理由を聞き、事情があつて支払えない方については、分納誓約書を提出していただきなど、生活困窮者の実態把握に努めてい

る。②給水停止は最終手段であ

る。③滞納者の中には、明ら

かに支払い能力があると思

われる方もおり、「公平負

担の原則」から、給水停止

は、今後も継続していく。

④公営企業である水道事業は、水道使用料をもつて充

てた独立採算制をもとに経

営をしており、その受益

の価格保障政策を廃止して、

一部の大規模な認定農家と

集落営農だけを対象に助成

金を出す農政に転換するも

のだが、小規模農家を切り

捨て日本の農業と食料を危

うくすることになる。

⑤本町の認定農業者の現状は。

⑥助成の基礎となる実績に不作の今年度分を含めない

ことになる。

⑦乳幼児医療費助成は、北海道医療

給付事業の助成を受けて実施してい

るが、北海道が国

の医療制度改革を受け、今後どのよ

うに対応するか推

移を見守り対応を

考えたい。

町長

合併協議に沿つて、

就学前までの無料化を

実現する

こと。

忠類村で実施していた就学前までの無料化は10月から3歳未満までに引き下げられるが、この無料化を継続していくなど、生活困窮者の実態把握に努めていくべきではないか。

②給水停止は最終手段である。

③滞納者の中には、明らかに支払い能力があると思われる方もおり、「公平負担の原則」から、給水停止は、今後も継続していく。

④公営企業である水道事業は、水道使用料をもつて充てた独立採算制をもとに経営をしており、その受益の価格保障政策を廃止して、一部の大規模な認定農家と集落営農だけを対象に助成金を出す農政に転換するものだが、小規模農家を切り捨て日本の農業と食料を危うくすることになる。

⑤本町の認定農業者の現状は。

⑥助成の基礎となる実績に不作の今年度分を含めないことになる。

⑦乳幼児医療費助成は、北海道医療給付事業の助成を受けて実施しているが、北海道が国

の医療制度改革を受け、今後どのよう

うに対応するか推移を見守り対応を

考えたい。

町長

合併協議に沿つて、

就学前までの無料化を

実現する

こと。

忠類村で実施していた就学前までの無料化は10月から3歳未満までに引き下げられるが、この無料化を継続していくなど、生活困窮者の実態把握に努めていくべきではないか。

②給水停止は最終手段である。

③滞納者の中には、明らかに支払い能力があると思われる方もおり、「公平負担の原則」から、給水停止は、今後も継続していく。

④公営企業である水道事業は、水道使用料をもつて充てた独立採算制をもとに経営をしており、その受益の価格保障政策を廃止して、一部の大規模な認定農家と集落営農だけを対象に助成金を出す農政に転換するものだが、小規模農家を切り捨て日本の農業と食料を危うくすることになる。

⑤本町の認定農業者の現状は。

⑥助成の基礎となる実績に不作の今年度分を含めないことになる。

⑦乳幼児医療費助成は、北海道医療給付事業の助成を受けて実施しているが、北海道が国

の医療制度改革を受け、今後どのよう

うに対応するか推移を見守り対応を

考えたい。

町長

合併協議に沿つて、

就学前までの無料化を

実現する

こと。

忠類村で実施していた就学前までの無料化は10月から3歳未満までに引き下げられるが、この無料化を継続していくなど、生活困窮者の実態把握に努めていくべきではないか。

②給水停止は最終手段である。

③滞納者の中には、明らかに支払い能力があると思われる方もおり、「公平負担の原則」から、給水停止は、今後も継続していく。

④公営企業である水道事業は、水道使用料をもつて充てた独立採算制をもとに経営をしており、その受益の価格保障政策を廃止して、一部の大規模な認定農家と集落営農だけを対象に助成金を出す農政に転換するものだが、小規模農家を切り捨て日本の農業と食料を危うくすることになる。

⑤本町の認定農業者の現状は。

⑥助成の基礎となる実績に不作の今年度分を含めることになる。

⑦乳幼児医療費助成は、北海道医療給付事業の助成を受けて実施しているが、北海道が国

の医療制度改革を受け、今後どのよう

うに対応するか推移を見守り対応を

考えたい。

町長

合併協議に沿つて、

就学前までの無料化を

実現する

こと。

忠類村で実施していた就学前までの無料化は10月から3歳未満までに引き下げられるが、この無料化を継続していくなど、生活困窮者の実態把握に努めていくべきではないか。

②給水停止は最終手段である。

③滞納者の中には、明らかに支払い能力があると思われる方もおり、「公平負担の原則」から、給水停止は、今後も継続していく。

④公営企業である水道事業は、水道使用料をもつて充てた独立採算制をもとに経営をしており、その受益の価格保障政策を廃止して、一部の大規模な認定農家と集落営農だけを対象に助成金を出す農政に転換するものだが、小規模農家を切り捨て日本の農業と食料を危うくすることになる。

⑤本町の認定農業者の現状は。

⑥助成の基礎となる実績に不作の今年度分を含めることになる。

⑦乳幼児医療費助成は、北海道医療給付事業の助成を受けて実施しているが、北海道が国

の医療制度改革を受け、今後どのよう

うに対応するか推移を見守り対応を

考えたい。

町長

合併協議に沿つて、

就学前までの無料化を

実現する

こと。

忠類村で実施していた就学前までの無料化は10月から3歳未満までに引き下げられるが、この無料化を継続していくなど、生活困窮者の実態把握に努めていくべきではないか。

②給水停止は最終手段である。

③滞納者の中には、明らかに支払い能力があると思われる方もおり、「公平負担の原則」から、給水停止は、今後も継続していく。

④公営企業である水道事業は、水道使用料をもつて充てた独立採算制をもとに経営をしており、その受益の価格保障政策を廃止して、一部の大規模な認定農家と集落営農だけを対象に助成金を出す農政に転換するものだが、小規模農家を切り捨て日本の農業と食料を危うくすることになる。

⑤本町の認定農業者の現状は。

⑥助成の基礎となる実績に不作の今年度分を含めることになる。

⑦乳幼児医療費助成は、北海道医療給付事業の助成を受けて実施しているが、北海道が国

の医療制度改革を受け、今後どのよう

うに対応するか推移を見守り対応を

考えたい。

町長

合併協議に沿つて、

就学前までの無料化を

実現する

こと。

忠類村で実施していた就学前までの無料化は10月から3歳未満までに引き下げられるが、この無料化を継続していくなど、生活困窮者の実態把握に努めていくべきではないか。

②給水停止は最終手段である。

③滞納者の中には、明らかに支払い能力があると思われる方もおり、「公平負担の原則」から、給水停止は、今後も継続していく。

④公営企業である水道事業は、水道使用料をもつて充てた独立採算制をもとに経営をしており、その受益の価格保障政策を廃止して、一部の大規模な認定農家と集落営農だけを対象に助成金を出す農政に転換するものだが、小規模農家を切り捨て日本の農業と食料を危うくすることになる。

⑤本町の認定農業者の現状は。

⑥助成の基礎となる実績に不作の今年度分を含めることになる。

⑦乳幼児医療費助成は、北海道医療給付事業の助成を受けて実施しているが、北海道が国

の医療制度改革を受け、今後どのよう

うに対応するか推移を見守り対応を

考えたい。

町長

合併協議に沿つて、

就学前までの無料化を

実現する

こと。

忠類村で実施していた就学前までの無料化は10月から3歳未満までに引き下げられるが、この無料化を継続していくなど、生活困窮者の実態把握に努めていくべきではないか。

②給水停止は最終手段である。

③滞納者の中には、明らかに支払い能力があると思われる方もおり、「公平負担の原則」から、給水停止は、今後も継続していく。

④公営企業である水道事業は、水道使用料をもつて充てた独立採算制をもとに経営をしており、その受益の価格保障政策を廃止して、一部の大規模な認定農家と集落営農だけを対象に助成金を出す農政に転換するものだが、小規模農家を切り捨て日本の農業と食料を危うくすることになる。

⑤本町の認定農業者の現状は。

⑥助成の基礎となる実績に不作の今年度分を含めることになる。

⑦乳幼児医療費助成は、北海道医療給付事業の助成を受けて実施しているが、北海道が国

の医療制度改革を受け、今後どのよう

うに対応するか推移を見守り対応を

考えたい。

町長

合併協議に沿つて、

就学前までの無料化を

実現する

こと。

忠類村で実施していた就学前までの無料化は10月から3歳未満までに引き下げられるが、この無料化を継続していくなど、生活困窮者の実態把握に努めていくべきではないか。

②給水停止は最終手段である。

③滞納者の中には、明らかに支払い能力があると思われる方もおり、「公平負担の原則」から、給水停止は、今後も継続していく。

④公営企業である水道事業は、水道使用料をもつて充てた独立採算制をもとに経営をしており、その受益の価格保障政策を廃止して、一部の大規模な認定農家と集落営農だけを対象に助成金を出す農政に転換するものだが、小規模農家を切り捨て日本の農業と食料を危うくすることになる。

⑤本町の認定農業者の現状は。

⑥助成の基礎となる実績に不作の今年度分を含めることになる。

⑦乳幼児医療費助成は、北海道医療給付事業の助成を受けて実施しているが、北海道が国

の医療制度改革を受け、今後どのよう

うに対応するか推移を見守り対応を

考えたい。

町長

合併協議に沿つて、

就学前までの無料化を

実現する

こと。

忠類村で実施していた就学前までの無料化は10月から3歳未満までに引き下げられるが、この無料化を継続していくなど、生活困窮者の実態把握に努めていくべきではないか。

②給水停止は最終手段である。

③滞納者の中には、明らかに支払い能力があると思われる方もおり、「公平負担の原則」から、給水停止は、今後も継続していく。

④公営企業である水道事業は、水道使用料をもつて充てた独立採算制をもとに経営をしており、その受益の価格保障政策を廃止して、一部の大規模な認定農家と集落営農だけを対象に助成金を出す農政に転換するものだが、小規模農家を切り捨て日本の農業と食料を危うくすることになる。

⑤本町の認定農業者の現状は。

⑥助成の基礎となる実績に不作の今年度分を含めることになる。

⑦乳幼児医療費助成は、北海道医療給付事業の助成を受けて実施しているが、北海道が国

の医療制度改革を受け、今後どのよう

うに対応するか推移を見守り対応を

考えたい。

町長

合併協議に沿つて、

就学前までの無料化を

実現する

こと。

忠類村で実施していた就学前までの無料化は10月から3歳未満までに引き下げられるが、この無料化を継続していくなど、生活困窮者の実態把握に努めていくべきではないか。

②給水停止は最終手段である。

③滞納者の中には、明らかに支払い能力があると思われる方もおり、「公平負担の原則」から、給水停止は、今後も継続していく。

④公営企業である水道事業は、水道使用料をもつて充てた独立採算制をもとに経営をしており、その受益の価格保障政策を廃止して、一部の大規模な認定農家と集落営農だけを対象に助成金を出す農政に転換するものだが、小規模農家を切り捨て日本の農業と食料を危うくすることになる。

⑤本町の認定農業者の現状は。

⑥助成の基礎となる実績に不作の今年度分を含めることになる。</

野原 恵子 議員

季節労働者として 町独自の施策を

問 政府・厚生労働省は、
冬期技能講習を来年

財政の支援を含めて要望し
ている。



3月までに廃止し、さらに
雇用保険の特例一時金の廃
止や見直しを検討している。
これでは冬期の気象条件の
厳しい北海道では暮らして
いかれない。

通年雇用が難しい労働者
と「冬期雇用安定奨励金」を
活用している中小事業主の
ために、次のことを伺う。

①暫定二制度（冬期雇用安
定奨励金・冬期技能講習助
成給付金）と特例一時金の
継続を国に求めて行くこと。
②季節労働者の雇用対策に
対し、国・道の財政支援を
求めて行くこと。
③町独自の施策を行うこと。

町長

季節労働者や地域
経済への影響などから、町
とともに十勝町村会を通じ、
現行維持を強く求めている。
②季節労働者の雇用対策は
雇用の安定と通年雇用化の
促進のため、国・道に対し



道営住宅とかち野団地（シルバーハウジング）

高齢化と賃金抑制が続くなか 公営住宅の増設が必要では

問 公営住宅の入居状況
では、50歳以上の入
居者は52・9%となりこれ
から高齢化が進むなかで入
居希望者の増加が予想され
る。

また、若年世帯のなかで
は、短期雇用や賃金の抑制
などで持ち家建設は厳しく
なっている。忠類地域では
年数の古い住宅の営繕の要
望もだされている。

次の点について伺う。
①募集と入居の現状につい
て。
②住宅マスターープランに公
営住宅増設の計画を。
③営繕の実施状況は。

町長

①幕別地区では、
平成15年度30戸の募集に対
し延べ248戸、倍率8・
3倍。平成16年度27戸の募
集に対し延べ169戸、倍
率6・3倍。平成17年度45
戸の募集に対し、延べ27

街路の清掃事業、歩道等の
除雪事業を行っているが、
新たな冬場における雇用の
確保については、町単独で
は難しいものがあり、引き
続き雇用の確保について努
力したい。

2戸、倍率6・0倍と倍率
は減少している。
忠類地区は平成15年度15
戸の募集に対し延べ51戸、
倍率3・4倍。平成16年度
度11戸の募集に対し延べ23
戸で、倍率は2・1倍と忠
類地区についても、倍率は
減少している。

募集する地区や建設年度
により応募数に違いがあり、
平成17年度は建設年の経過
した住宅が3件ある。
②現在は、将来的に住宅が
大きく不足してくる状況に
はなく、
公営住宅の適正戸数につ
いては、再生マスターープラ
ンに代わる「公営住宅スト
ック総合活用計画」を平成
19年度中に策定する予定で
あり、この計画の中で、經
済性、環境保護の観点から、
既存の公営住宅の改善を計
画し、建て替えが必要なも
のや、用途を廃止するもの
などを明らかにし、真に住
宅に困窮する低所得者に対
して、公平・的確に供給で
きるよう、適正な管理戸数

役場の窓口業務 の改善を

問 昼間の窓口業務の対
応は住民の利用に対
応できるよう改善を。また
手続きの書類の処理は迅速
に。

町長

現在、休憩時間の
対応として庁舎内はもとよ
り、忠類総合支所、札内支
所を含め、各部署では当番
制をとるなど、特別な状況
を除き職員が不在とならな
いよう、対応できるよう心
がけている。

町民や、事業所などから
提出された、申請書類等に
ついては迅速な対応が原則
であり、その処理が滞るこ
とがあつてはならないと日
ごろから職員に指導してい
るが、町民の皆さんとの信頼
を失わないように十分気を
つけたいと思う。

③昨年の営繕の実施状況は、
計画的及び随時の営繕が、
町営住宅で302件、道営
住宅で175件実施した。

を明らかにしたい。

国の税制改革による 町民負担の影響と対策は



問 国の税制改革による各種控除の見直し・

廃止が特に高齢者に大増税をもたらした。6月に役場から郵送された納税通知書を見て、税額が昨年の数倍に跳ね上がり、「間違えてないか」と言う声がたくさん寄せられた。そこで次

790人が対象となる。生計同一の妻に対する均等割課税の廃止は283万円で1,890人が対象になる。定率減税の縮減については、5,076万円で11,300人が対象となる。

①増税の影響額と対象数。
②連動した負担増の影響。
③新たに課税世帯になつた人數。
④来年度の増税。
⑤増税中止の要請。
⑥各種控除制度の周知など軽減策。

町長 ①老年者控除廃止の影響額は1,925万円で1,180人が対象となる。公的年金等控除の見直しの影響額は、486万円で1,200人が対象となる。65歳以上の所得125万円以下の非課税限度額廃止の影響額は240万円で1,370人が対象となる。

1,370人が対象となる。生

790人が対象となる。生
計同一の妻に対する均等割
課税の廃止は283万円で
1,890人が対象になる。
定率減税の縮減については、
5,076万円で11,300人が対象となる。

障害者を支援する 確かな制度の確立を

問 障害者自立支援法が制定され4月から障

害者の負担が大幅に増え施設の給付は下げられた。そ

のため止むを得ない施設退所や経営悪化が全国で問題となつてきているが幕別の現状はどうか。また、10月から市町村が障害者程度区分認定や地域生活支援事業を実施する。現行のサービスが維持されるよう実態にあつた区分認定の実施、地域生活支援事業の準備状況、低廉または無料の利用料の設定・低所得者の軽減策について伺う。

町長 ①利用者負担の増加により施設から退所された方は現在のところいない。

790人が対象となる。生
計同一の妻に対する均等割
課税の廃止は283万円で
1,890人が対象になる。
定率減税の縮減については、
5,076万円で11,300人が対象となる。

790人が対象となる。生
計同一の妻に対する均等割
課税の廃止は283万円で
1,890人が対象になる。
定率減税の縮減については、
5,076万円で11,300人が対象となる。

790人が対象となる。生
計同一の妻に対する均等割
課税の廃止は283万円で
1,890人が対象になる。
定率減税の縮減については、
5,076万円で11,300人が対象となる。

790人が対象となる。生
計同一の妻に対する均等割
課税の廃止は283万円で
1,890人が対象になる。
定率減税の縮減については、
5,076万円で11,300人が対象となる。